

公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク倫理規程 及び会員名簿取扱規程

目的

神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークの会員が、施設間交流や情報交換などで知りえた情報や会員名簿等については他に漏洩することのないよう厳重に管理を行う。

神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークの会員は、「神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク運営要項」第3条（会員の義務）に基づき、以下Ⅰ及びⅡの規程を遵守しなければならない。

I 公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク倫理規程

- 1 神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークで知り得た個人及び施設に関する情報は、他に漏らしてはならない。
- 2 神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークに個人及び施設に関する情報を提供する場合は、個人および施設の許可を得ること、並びに個人情報保護法に準ずること。
- 3 神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークで知り得た個人情報を使用する場合は、必ず提供者の了承を得なければならない。
- 4 「神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークグループウェア規約」を厳守しなければならない。
- 5 神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークグループウェアに登録可能なメールアドレスは、本人のみが閲覧可能なメールアドレスとし、本人以外がグループウェア内にログインできないように設定しなければならない。（部署等で共有使用が可能なパソコンの場合、ログイン画面でID・パスワードの記憶をしない）
- 6 2人以上の会員でパソコンを共有する場合、メールアドレス及びパスワードは別々のものとすることが望ましいが、別々に設定できない場合は、パスワードが会員間以外に漏れないよう十分に留意する。
- 7 看護者の倫理綱領（2021年3月版）を行動規範とする。

公益社団法人神奈川県看護協会 医療安全推進ネットワーク

令和4年3月22日改訂
令和6年2月5日改訂

II 公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク会員名簿取扱規程

1 ネットワークの会員は、以下の留意点に基づき、厳重に会員名簿の管理を行うものとする。

- 1) 本目的外に使用しないこと
- 2) 本ネットワークメンバー以外への開示はしないこと
- 3) 本ネットワークメンバー以外の人が閲覧可能なメールアドレスは登録できない
- 4) 本ネットワーク退会時には、個人の責任においてシュレッダーで処分する
- 5) 名簿内容の変更及び利用の中止がある場合には、速やかに看護協会に届けること
- 6) 名簿は各個人の責任において厳重に管理すること

2 会員名簿を共有する手続きについては、以下のとおりとする。

- 1) 個人情報を看護協会に提出する
- 2) 看護協会が名簿を作成する
- 3) 本主旨に同意した場合、同意書を提出する
- 4) 変更、退会の手続きを速やかにする

公益社団法人神奈川県看護協会 医療安全推進ネットワーク

令和6年2月5日改訂